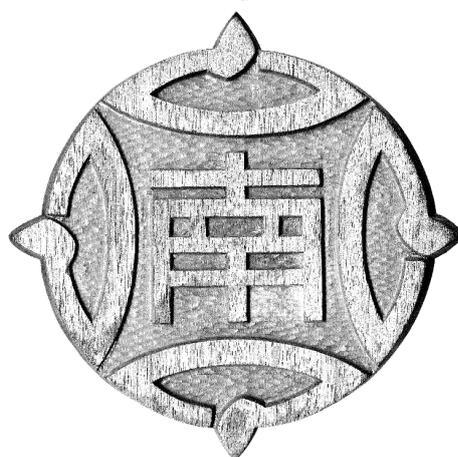


学校いじめ防止基本方針

～ わたしたちは いじめを しない させない みのがさない ～



令和7年 4月

高島市立マキノ南小学校

目 次

I	いじめ対策の基本的な考え方	1
1	はじめに	
2	いじめの防止等の対策に関する基本理念	
3	いじめの定義（「法第2条」より）	
4	いじめの認知	
II	学校における施策	2
1	学校いじめ防止基本方針の施策	
2	学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（別添1）	
3	いじめを許さない学校づくり（別添2・別添3）	
4	いじめの防止と早期発見	
5	いじめへの対処	
6	いじめの解消	
7	職員研修の充実	
8	家庭との連携	
9	地域との連携	
III	重大事態への対処	4
1	いじめの重大事態とは	
2	学校による調査	
IV	学校いじめ防止基本方針の点検と見直し	4
	（別添1）いじめの防止等の対策のための組織	5
	（別添2）ストップいじめ行動計画・年間計画	6

I いじめ対策の基本的な考え方

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるいじめ防止対策推進法（以下「法」という。）の規定や、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容、児童福祉法等の理念や目的等を踏まえ、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。児童の権利利益の擁護に資することおよび尊厳を保持するため、児童生徒の生活にかかわるすべての関係者が連携し、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、いじめ防止基本方針を定めるものとする。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめの防止等のための対策は、全ての児童が安心して学校生活および家庭生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校のみならず、社会全体でいじめが行われなくなることを目指して推進しなければならない。
- (2) 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認知しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにしなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、保護者、地域住民、その他関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

3 いじめの定義（「法 第2条」より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

4 いじめの認知

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾、スポーツクラブ、学童保育所等において当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、持ち物を隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に注目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが

厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能とする。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を「いじめ防止対策委員会」へ速やかに報告するとともに、適切な方針について検討する必要がある。

「いじめ」の中には、触法行為や犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に子ども家庭相談センターや警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるようなものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に子ども家庭相談センターや警察と連携した対応を取ることが必要である。

5. いじめ解消2要件

いじめが解消されるかどうかは、次の2要件を満たしているかどうかで判断する。

- ①いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいる。
- ②心身の苦痛を感じていないことを本人および保護者に面談などで確認する。

II 学校における施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、校内研修に係る内容を「学校いじめ防止基本方針」として策定する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（詳細は別添1に記載）

学校に常設の「いじめ防止対策委員会」を置き、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を加え、実効的ないじめの防止等の対策に取り組む。

また、特定の教職員で問題を抱え込まず、組織的に対応できるよう、教職員の経験年数や学級担任制の垣根を越えた、教職員同士の日常的なつながりや同僚性の向上を図る。

3 いじめを許さない学校づくり（詳細は別添2・別添3に記載）

学校は、正義感や人権尊重の意識等の育成、わかる授業、魅力ある授業の創造、道徳教育・人権教育や特別活動の充実、認め合い、相談できる集団づくり、児童との信頼関係づくり、児童による主体的な活動の展開に取り組み、いじめを許さない学校づくりを目指す。

4 いじめの防止と早期発見

（1）些細な変化を見逃さない取組

休み時間等に校舎内を巡回し、挨拶や声かけを積極的に行うなど、児童とのふれあいに努める。

（2）児童・保護者へのこまごとアンケートやSOSアンケートの実施

学校の実態に応じて、アンケートの調査項目、実施方法を工夫し、いじめをはじめとする児童の悩みや訴えを早期に把握する。実施時期は、児童アンケートについては毎月1回実施する。保護者アンケートは学期に1回行う。

（3）教育相談の実施

教育相談日を週1回設け、いじめをはじめとする悩みや課題を児童の心情に寄り添い共感

的な理解に努める。複数の児童と面談するなど持ち方を工夫し、話しやすい雰囲気づくりに努める。また、担任だけでなく多くの教職員がかかわっていけるような教育相談の工夫を行う。

(4) 情報交換

全ての教職員が子どもの些細な変化や悩みについて情報を共有できるよう打ち合わせなどで定期的に情報交換の場をもち、組織的に指導、支援を行う。

5 いじめへの対処

いじめが疑われる事案に気づいた場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。その際、次の点に基づいて対応する。

(1) 「報告、連絡、相談、確認、記録」の徹底

日頃から、「報告、連絡、相談、確認、記録」を徹底し、全ての教職員が速やかに情報を共有して対応できる体制を整備する。

(2) 全ての教職員による組織的な対応

いじめが疑われる事案に気づいた際は、担任や特定の教職員が一人で対応しようとせず、直ちに事案に係る情報の全てを「いじめ防止対策委員会」に報告するとともに、委員会で速やかに方針を決定し、組織的に対応する。

(3) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、各関係機関との連携

日頃からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、市教育委員会、各関係機関との連携を密に図り、いじめが発生した際は、迅速かつ適切に協働していじめの早期解決および事後のケアに取り組む。

(4) 重大事態への対処

重大事態への対処については、事実関係を明確にするための調査や市教育委員会への報告等、法や国の基本方針に基づいた対応を行う。

6 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している状態」であるかどうかは、いじめが止んでいる状態が相当の期間継続していること、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを被害児童本人および保護者に対し、面談等により確認できていること、少なくともこれらの2つの要件が満たされているかを確認することにより判断する。なお、いじめが解消している状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童および加害児童を日常的に注意深く見守る必要がある。

7 職員研修の充実

学校は、児童や保護者、地域から信頼される教職員を目指し、県や市が主催する研修会に参加するなど自ら積極的に研修を積み重ねることで、指導力の向上を図る。また、児童や保護者の思いや気持ちを受け止め、十分に理解するための教育相談や生徒指導の研修、いじめの定義の周知徹底をはじめとしたいじめに関する職員研修会を実施する。

8 家庭との連携

(1) 学校の取組や児童の様子を学校便りや学級通信、ホームページ等で情報発信を行い、PTA

との協力関係を深めて、保護者と学校が一体となった学校づくりを進める。

- (2) 保護者との連携をより密にして、児童の些細な変化や悩みに早期に気づき、保護者と協力し合いながらいじめの未然防止、早期発見に取り組む。
- (3) 保護者アンケートを実施するなど教職員と保護者が児童の様々な課題等に対して、共通認識をもてるように取り組む。

9 地域との連携

- (1) 校長が、学校運営全般について意見を聞くことができる学校運営協議会に対して、いじめ対策にかかる取組状況を積極的に相談し、幅広い意見を求めるなど学校の取組内容を確認する。
- (2) 学校の取組や児童生徒の様子を学校便り等で積極的に地域へ情報発信を行い、児童生徒に関する課題について、理解と協力を求める。

III 重大な事態への対処

1 いじめの重大事態とは

いじめの重大事態については、本基本方針および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」に沿って適切に対応する。なお、いじめの重大事態とは、次に掲げる場合である。（「法 第28条第1項」より）

- (1) いじめにより学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

2 学校による調査

学校は設置者である市教育委員会を通じて市長へ事態発生を報告する。学校が調査の主体となる場合は、学校に常設の「いじめ防止対策委員会」等を母体として、適切な専門家を加える組織とするか、第三者のみで構成する組織とするかを適切に判断し、速やかに実施する。

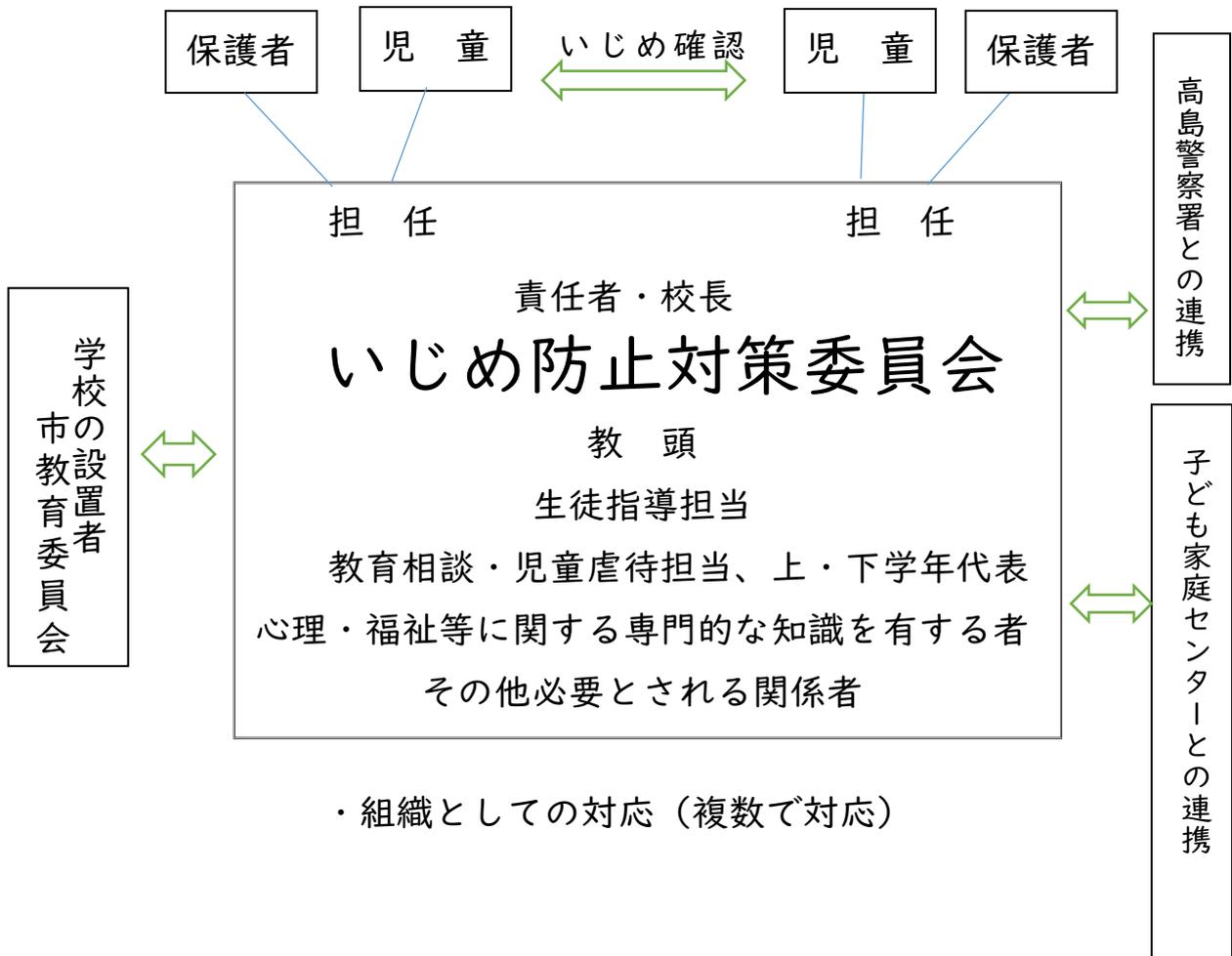
この調査は、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。聞き取りが可能な場合、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である。また、聞き取りが不可能な場合、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を行う。

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行い、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

IV 学校いじめ防止基本方針の点検と見直し

学校は、児童や保護者に「学校生活についてのアンケート」を実施し、その結果を踏まえて取組が適切に行われたか否かを検証し、もし、期待するような改善が見られなかった場合においては、その原因を分析し、次年度の取組内容や取組方法の見直しを行う。この点検と見直しは、年度末に必ず行う。

<いじめ防止等の対策のための組織>



いじめ防止対策委員会は、学校が組織的にいじめ問題に取り組むにあたって中心的な役割を担う。
 具体的には、以下の役割を担うこととする。

1. 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中心的な役割
2. いじめの相談・通報の窓口としての役割
3. いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う役割
4. いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携などの対応を組織的に実施するための中心的な役割

また、法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、いじめ防止対策委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することとする。

「ストップいじめ行動計画・年間計画」

(高島市立マキノ南小学校)

月	教職員・児童生徒の取組や活動	P T A・地域の取組や活動
4	<input type="checkbox"/> 情報交換、指導記録の引継 【職員会議・学年会・園小連絡会】 <input type="checkbox"/> いじめ対策に係る共通理解 【職員会議】 <input type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会編成 【職員会議】 ●学級開き、人間関係づくり、学級のルールづくり【学級活動】	▲いじめ対策についての協議【役員会】 ◇学校教育到達目標の取組 【学校運営協議会】 △P T A理事会【P T A活動】 ▲保護者へのいじめ対策についての説明 と啓発【PTA総会・地区懇談会・学級懇談会】
5	<input type="checkbox"/> 特別支障理解推進教育 <input type="checkbox"/> いじめ対策に関する研修 【校内研修】 ○児童集会 【児童会】 ●いじめを許さない学校づくり 【学級活動】	◇学校地域安全協力者会議【地域と職員の会議】
6	■子どもたちのSOSアンケートの実施 【教育相談】 ○児童集会 【児童会】 <input type="checkbox"/> 子どもを語る会（新1年生を中心） 【校内研修】 ●児童によるボランティア活動	
7	<input type="checkbox"/> 児童や保護者の意見の集約 【学校評価】	
8	<input type="checkbox"/> 1学期の取組の反省と2学期の取組の協議 【職員会議・校内研修】 <input type="checkbox"/> いじめ対策に関する研修 【校内研修】	
10	<input type="checkbox"/> ○運動会における集団づくり、人間関係づくり 【運動会】	
11	■子どもたちのSOSアンケートの実施 【教育相談】 ■学校評価アンケート 【学校評価】 <input type="checkbox"/> ○スマホとのつきあい方研修会 【教育相談】 ■●「命を大切にする講演会」 【教育相談】	◇民生委員児童委員との懇談会 【地域と職員の会議】 △「命を大切にする講演会」 【ひびきあい活動等】
12	●■人権集会 【児童会】 ■いじめ撲滅宣言 【学級活動】 <input type="checkbox"/> 児童や保護者の意見の集約 【学校評価】 <input type="checkbox"/> 特別支援教育推進委員会	◇本年の評価項目と現状の課題 【学校運営協議会】
2	■子どもたちのSOSアンケートの実施 【教育相談】 <input type="checkbox"/> 今年度の取組の反省と次年度の取組の協議 【職員会議・校内研修】 <input type="checkbox"/> 子どもを語る会（次年度への引き継ぎ） 【校内研修】	◇学校評価と次年度への構想 【学校運営協議会】
3	<input type="checkbox"/> 児童によるボランティア活動 <input type="checkbox"/> 情報交換、指導記録の引継 【小中連絡会】	△P T A理事会【P T A活動】 新三役といじめ対策についての検討
年間を通して	■教育相談 【毎週】 ■いじめ防止対策委員会の開催（全教職員） 【毎月】 <input type="checkbox"/> いじめ防止策とフォローアップの検討 <input type="checkbox"/> 情報交換会（全教職員） 【打合せ】 ●たてわり掃除 【毎日】 <input type="checkbox"/> たてわり遊び <input type="checkbox"/> 道徳教育・福祉教育の推進と充実 ■児童アンケート、学期始めアンケートの実施 【毎学期】 <input type="checkbox"/> あいさつミッション 【児童会】 <input type="checkbox"/> 「すて木」を見つけよう 【児童会】 <input type="checkbox"/> 「すて木」の放送 【児童会】	▲各学年ひびきあい活動 ▲家庭でのあいさつ、早寝早起き朝ごはんの取組 【毎日】 △登校時の立ち番 【毎月1回】 ◆スクールガードによる下校指導【毎日】 △授業や休み時間の過ごし方等の参観 【参観日】 △ノースクリーンデーの取組【4回】

□：教職員の取組や活動 ○：児童生徒の取組や活動 △：P T Aの取組や活動 ◇：地域の取組や活動
 (特に重点的に取り組む内容については、■、●、▲、◆のマークを付ける)